ソーシャルワーク実習 I II 精神保健福祉援助実習 履修学生各位

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザへの対応について

立正大学社会福祉学部

立正大学社会福祉学部におけるソーシャルワーク実習・精神保健福祉援助実習に関わり、新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザへの対応について、下記の通りお知らせいたします。

1. 感染予防及び感染拡大予防について

実習1週間前より不要不急の外出はさけ、手洗い(石鹸を用いた手洗いもしくはアルコール消毒)、 うがい等の感染予防対策を心掛けること。通常の生活におけるマスクの着用は任意であるが、実習前・ 実習中の着用については、受入施設の方針に従うこと。

なお、新型コロナウイルスおよび季節性インフルエンザのワクチン接種については、実習を履修するにあたって要件とはしない。しかしながら、感染症に罹患し実習先において感染が蔓延した場合には、患者・利用者等の生命も脅かしかねず、実習先に多大な負担をかけることとなる。実習中止等の措置も想定されることから、実習機関の意向も踏まえ各自で適切に判断して対応すること。

2. 実習前・実習期間中の対応について

実習開始の1週間前から不要不急の外出(アルバイト、旅行、複数での飲食機会など)は避け、「体調チェックシート」の項目に従って、体調の自己管理を行う。実習期間中(事前訪問を含む)は、休日も含めて毎朝「体調チェックシート」を記入して健康チェックを行う。発熱または咳、咽頭痛などの風邪の症状がみられる場合や体調不良時は実習施設へは訪問せず、必ず実習指導者と大学担当教員へ連絡のうえ、自宅で休養することを基本とする。

3. 感染が確認された場合、感染が疑われる場合

新型コロナウイルスや季節性インフルエンザへの感染、もしくは感染の疑いがある場合には、速やかに実習担当教員および実習先の実習指導者に対し電話かメールにて報告する。感染が確認された場合には、定められた手続きに従って、大学への届出を行う。

4. 実習中止等の判断について

次の場合には、実習中止等の判断を行う。

- ①履修学生が発症し、ウイルス検査等で陽性の確定診断がでたとき。
- ②実習施設の関係者(利用者、職員等)が発症し、ウイルス検査等で陽性の確定診断がなされ、実習施設において実習中止等が必要と判断した時。

- ③その他、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザをめぐる大学および実習施設等の状況をふまえ、実習や実習関連行事を中止することが適当と本学が判断したとき。
- 5. 配属された実習機関で実習中止等の判断が行われた場合について

配属された実習機関で実習中止等の判断が行われた場合には、実習機関・期間の変更などについて 調整を行う。それでもなお配属実習が困難な場合には、実習に求められる要件を充分に踏まえた代替 措置のプログラム(オンデマンド教材、対面授業等)による法定要件を満たす学内実習を実施する。 なお、代替措置プログラムの制作に費用がかかるため、実習費は配属型実習と同等の金額を徴収する。

関連通知

- ・ 令和4年4月14日・令和5年4月25日 文科省・厚労省関係部局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」
- ・ 令和3年6月10日 厚労省関係部局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 医療関係職種等の養成所等の実習施設への周知事項等について(周知)」
- ・ 令和2年2月28日・令和2年6月1日・令和3年5月14日 文科省・厚労省関係部局事務連絡 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対 応について」